

議案第2号

逗子市地域活動センターの指定管理者の指定について

逗子市地域活動センターの指定管理者を次のように指定する。

平成30年2月6日提出

逗子市長 平井 竜一

1 施設の名称及び位置

(名称) 桜逗会館

(位置) 逗子市逗子3丁目4番7号

2 指定管理者の名称及び所在地

(名称) 桜逗会館運営委員会

委員長 三根 テル子

(所在地) 逗子市桜山1丁目1番19号

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

(提案理由)

逗子市地域活動センター条例(平成16年逗子市条例第12号)別表に規定する逗子市地域活動センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項及び同条例第9条第2項の規定により提案する。